

## 安全保障法案の強行採決に抗議し、廃止を求める声明

安倍政権が今国会に上程した集団的自衛権の行使容認等を内容とする安全保障関連法案（以下「安保法案」という）は、2015（平成27）年9月17日参議院特別委員会で、本日19日未明には参議院本会議において、野党の反対を押し切って採決された。参議院特別委員会においては安倍首相が出席した上での総括質疑が予定されていたにもかかわらず、それすら行わず、突然、同法案の採決を強行したものであり、「良識の府」であるはずの参議院の審議としてはこれまで類を見ないほどの異常なものであった。

安保法案は、集団的自衛権の行使は憲法9条に反して行使できないという、これまでの政府が一貫してとってきた憲法解釈を一内閣の独断で変更するものであって、それは憲法9条に反すること、憲法改正手続きを経ないままそのような違憲の安保法案を制定することは、立憲主義に反するものであることは、ほぼ全ての憲法学者だけでなく、山口元最高裁長官を始めとする元最高裁裁判官も断言しているところである。

そして、多くの国民は、安保法案の制定により、我が国が戦後70年をかけて築いてきた「戦争をしない国」としてのブランドをかなぐり捨て、「戦争をする国」へと我が国のあり方を根本的に変えるものであって許しがたいと、連日国会前を始め、全国各地で声を上げている。また各種世論調査においても、安保法案に反対する国民は過半数を大きく超えている。にもかかわらず、そのような国民の声をも無視し、安保法案の制定を強行したことは、国民主権をも蹂躪するもので許しがたい。

しかし、日本国憲法98条1項は「この憲法は最高法規であって、その条規に反する法律・・・は、その効力を有しない」と定めている。いくら安倍政権が強行的に制定しようとも、違憲の安保法案は無効である。

私たちは、違憲の安保法案の制定を強行した安倍政権及び与党に対して、強く抗議するとともに、これからも安保法案に反対する多くの国民と連帯して、違憲で無効な安保法案の施行を阻止し、その廃止を求めて、これからも活動し続けることを宣言する。

2015年9月19日

憲法9条を守るわかやま弁護士の会  
9条ネットわかやま